千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

総務部税務課

〔改正理由〕

千葉県県税条例の一部を改正する条例(令和5年千葉県条例第26号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が制定されたことに伴い、条例等の施行に関し必要な事項を定めている千葉県県税条例施行規則(平成19年千葉県規則第37号)の一部を改正した。

	改正の概要	備	考
1	改正内容		
	引用する地方税法の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整理を行った。 (第19条、第20条、第21条、第22条、第40条、第41 条、第49条、第49条の14、第67条関係)		
2	施行期日 令和6年1月1日 ただし、第40条の改正規定 公布の日		